

美郷町・邑南町内ゴミマップ

令和5年3月末現在

令和4年度において、河川内の新たなゴミは報告されませんでした。



サン太郎は泣いている!



不法投棄を行った場合、廃棄物処理法により
5年以下の懲役若しくは1千万円以下
(法人は3億円以下)の罰金となります。

